

第11回「兵庫県森林整備士」養成講習 受講者募集のお知らせ

一般社団法人 兵庫県林業会議

当法人では、立木伐採等の森林整備に携わる方々を対象に、高齢林の間伐や伐採木を利用した簡易な土留め柵工等の知識及び技術の習得と、併せて林業労働災害の防止を図るため、森林整備にかかる技術者を養成する講習を開催することといたしました。

この養成講習修了者は認定試験を受けることができ、合格者を「兵庫県森林整備士」として認定・登録します。「兵庫県森林整備士」は県等が発注する森林整備事業の入札参加に必要な技術者の資格のひとつにもなっています。

また、この講習は、労働安全衛生法に基づき事業者が危険有害業務従事者に対して5～10年後に行うことが推奨されている「安全衛生教育」にも準拠しています。

養成講習及び認定試験開催日程

- 1 養成講習(学科)：平成25年10月24日(木) 9:00～17:30
- 2 養成講習(実技)：平成25年10月25日(金) 9:00～17:30
- 3 認定試験(学科)：平成25年11月1日(金) 10:00～
- 4 認定試験(実技)：平成25年11月21日(木) 9:00～

養成講習及び認定試験開催場所

学科：県立森林林業技術センター(宍粟市山崎町五十波)

実技：峰山県有林(神河町上小田地内)

受講・受験資格

- 1 安衛則第36条第8号に基づく「伐木等業務に関する特別教育」を修了してから5年以上経過した者(同第8号の2のみでは該当といたしません。)
 - 2 兵庫県内における伐木作業の実務経験を5年以上有する者で、過去一年以内の振動障害健康診断が優良(A)であること。
 - 3 認定試験受験時点で満65歳未満であること(満65歳に達した時点で資格は喪失します。)
- ※受講は上記1及び2、受験は上記1～3の条件を全て満たすこと。

受講・受験の申込要領

1 申込書の請求方法

申込書は所定のものが必要ですので、申込書返送用の封筒(角型2号：24cm×33cm)に郵便番号、宛名を記載し切手120円を貼ったもの、を同封して下記あて請求して下さい。

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18

(一社)兵庫県林業会議内「兵庫県森林整備士」養成講習事務局 あて

TEL：078-351-3341 FAX：078-351-3341

※添付の「兵庫県森林整備士」養成講習受講申込書をご利用いただいても結構です。

2 申込方法

「兵庫県森林整備士」養成講習受講申込書、「兵庫県森林整備士」認定試験申込書に所定の書類を添付して申し込んでください。

〈添付書類〉

- (1) 振動障害特殊健康診断書の写し(過去一年以内の診断結果が優良(A)であること。)
- (2) チェーンソー等伐木作業従事者証明書(5年以上の実務経験の事業主による証明)
- (3) 安衛則第36条第8号の特別教育修了者である証明(修了証の写し等)
- (4) 受講料・受験料の振込書等の写し
- (5) 縦3.0cm×横2.5cmの写真を2枚(1枚は貼付、1枚は裏面に氏名を記載して同封)

養成講習(認定試験)受講料

- 1 受講料・受験料： 50,000円 (テキスト代を含む・傷害保険等は受講者負担)

※養成講習の受講のみの場合は 32,000円

- 2 振込先： 三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通3270096
一般社団法人 兵庫県林業会議

(読み：いっばんしやだんほうじん ひょうごけんりんぎょうかいぎ)

※受講料・受験料を振込いただいた後でも、申込者が20名未満の場合は延期又は中止することがありますので予めご了承下さい。なお、この場合の受講料・受験料は返還いたします。

※申込者が30名を超える時は、申込書の受付け順により30名までとします。

※実技講習並びに実技認定試験の際の「けが」等に関しては、傷害保険等に加入しておくなど受講者各自の責任において処理して下さい。

養成講習及び認定試験申込み受付期間

平成25年9月20日から平成25年10月15日(当日消印有効)まで

その他詳しい内容について

☆お問い合わせは (一社)兵庫県林業会議内「兵庫県森林整備士」養成講習事務局 まで
TEL：078-351-3341 FAX：078-351-3341